

会 員 各 位

長崎市介護支援専門員連絡協議会  
会 長 大 町 由 里  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援に係る対応について（第4報）

7月に入り、長崎市内においても、新型コロナウイルスの市中感染やクラスターが発生し、感染拡大における緊張感が高まっていることと存じます。そのような状況下において長崎市の福祉に対し日々ご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年6月1日「第3報」について改めるものではございませんが、感染拡大予防としての対応についての考え方を強化するうえで、以下のような対応といたしますので、宜しく願いいたします。

(1) 対応について

- ① 既存の利用者のサービス担当者会議について、**やむを得ない理由がある場合（利用者や施設を含むサービス事業所等が感染予防対策として開催を拒否した場合を含む）**については、電話や文書照会（郵送、FAX等）により行うことができることとする。また、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合、開催は省略することができることとする。
- ② 既存の利用者のモニタリング訪問等について、少なくとも1月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面会すべきであるが、利用者の事情等（**感染予防対応として、利用者が訪問を拒否する場合や、施設等の面会制限など**）やむを得ない理由がある場合については、居宅訪問及び面会でなくてもよいものとする。
- ③ 電話や文書照会等により行った場合は、支援経過にその記録を残すとともに、当該照会に用いた写し及び回答文書は保管しておくこと。
- ④ 書面での署名・捺印が必要なものについては、郵送等の手段による対応は可能とする。

(2) 適応期間 令和2年7月15日より ※変更時は別途通知します。

(3) 留意事項

- ① 新規の利用者のケアマネジメントについては、利用者の事情等（施設等の面会制限など）やむを得ない理由がある場合を除いて、一連のケアマネジメントプロセスに沿って行うものとする。

- ❖ 長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページにも掲載しております。
- ❖ ご意見等がございましたら、当議会のホームページのフォームに送信ください。
- ❖ 長崎市福祉総務課問い合わせ先（長崎市福祉総務課 末永 TEL 095-829-1161）

・・・・・・・・長崎市介護支援専門員連絡協議会からのお願い・・・・・・・・

新型コロナウイルス感染予防対策として、今必要なのは、正しい情報が開示されることだと思います。それは感染者を早期に発見し感染拡大を抑えるために大変重要と思われま。しかし、世の中の状況は、コロナウイルスに罹患した方がどんなに感染予防対策を行っていたとしても、憶測や証拠のない情報が飛び交い、感染者を悪人として扱うような、厳しく悲しい事態が起っています。さらに、そのことによって、受診を遅らせたり、正しい情報が公に出ないことに繋がっています。いま、私たち介護支援専門員は、ご利用者の生活を守る立場と同時にコロナ禍による心の傷を守る姿勢を持つべきであると感じています。周囲の心のない声が聞こえた時には、今一度確認し、正しい情報発信のためのご協力をお願い致します。

会員皆様一丸となり、関係機関及び行政機関と連携を図り、共に向き合いながら、新型コロナウイルスとの共生とは何かを考えていきたいと思っています。

・・・・・・・・